

与那国町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

与那国町長
与那国町議会議長
与那国町教育委員会

与那国町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、与那国町、与那国町議会、与那国町教育委員会が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が主管となり、議会事務局、教育委員会事務局との連携のもと、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

町長部局、議会事務局、教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。分析の結果、女性職員の活躍を推進するため次のとおり目標を設定する。

(1) 管理的地位への女性職員の登用

管理的地位にある職員に占める女性職員は、令和4年度から0人となっている。

《令和9年度末までに2名を目標とする。》

(2) 男性職員の育児休業等の取得

これまで、育児休業を取得した男性職員は1名であることから、継続し計画期間の男性職員の育児休業等の取得促進を図る。

《令和9年度末までに取得率10%を目標とする。》

(3) 年次有給休暇の取得促進

職員がいきいきと活躍する組織となるためには、性別を問わずすべての職員が仕事と生活を調和できるワークスタイルが重要なってくる。

《令和9年度末までに、全職員の年5日以上の年次休暇の確実な取得を目指しつつ、職員一人当たりの平均取得日数15日以上を目標とする。》

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 管理的地位への女性職員の登用

一般事務職員の管理職適応年齢の女性職員が少ないことを起因して、管理的地位への女性職員が少ないが、適任者であれば性別に関係なく、管理職に登用することとする。

(2) 男性職員の育児休業等の取得

男性職員も育児休業等の取得ができるることについての周知を行い、男性の育児休業等の取得促進を図る。また、配偶者出産休暇の取得について、職場の理解が得られるための環境づくりを行う。

(3) 年次有給休暇の取得促進

年次取得目標を定め、管理職員は、自ら率先して年次休暇を取得する等、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。